

自主行動基準

(施行 平成 18 年 6 月 1 日)

一般財団法人日本老人福祉財団(以下「財団」という。)は、高齢社会において有料老人ホームが高度の社会性と公共性を有することを考慮し、財団の行う事業につき経営の安定性及び組織の永続性を確保することを始めとした諸規範を自主行動基準として次のとおり定めます。

- (1) 財団は、豊かな福祉社会の実現を目指し、次の基本理念の下に事業経営を進めます。
 - ① 私達は老後の”安心”と”幸せ”を提供することにより社会へ貢献します。
 - ② 私達ははたらく人達の”人間性”を大切にします。
- (2) 財団は、有料老人ホーム事業が担う社会的、公共的責務を深く自覚します。このため何よりも財務上の健全経営を維持し組織の存続を図ると共に、情報公開等の責務を果たすことにより、入居者及び社会の信頼を確保するよう努めます。
- (3) 財団は、常にご入居者の視点に立って、次の基準に従い事業(サービス)を実施します。
 - ① ご入居者の基本的人権を守り、人としての尊厳を第一考えます。
 - ② ご入居者に、安心感に裏付けられた”充実した自分らしい人生”を送っていただくことを目標として、心身の状態にあわせて、お一人おひとりに最適と思われるサービスを提供いたします。

このため、常にご入居者に対し「私にとって、あなたはとても大切な人です」との精神をもって接すると共に自らが提供するサービスの質の向上に努めます。

- (4) 財団は、老人福祉法、個人情報保護法等の諸法令及び財団の定款その他の諸規程を遵守します。また、財団は公益社団法人全国有料老人ホーム協会と連携して広く有料老人ホーム事業の発展に努めます。
- (5) 財団は、常に職員の資質向上に努めると共に、職員の仕事や努力を公平に評価し、創意工夫を尊重することによって働き甲斐のある職場の創造に努めます。

本基準の遵守につき自己点検を行う機関として財団本部に「コンプライアンス委員会」(以下、「委員会」という)を設置する。

委員会は、理事長を座長とし、財団役職員及び第三者の学識経験者から理事長が指名した者をもって構成する。

委員会は必要ある場合に隨時開催し、点検結果を理事会に報告し改善を求める。

附則

- 1 本基準は、平成 18 年 6 月 1 日より施行する。
- 2 改正 平成 19 年 12 月 19 日(コンプライアンス委員会の設置)